

**研究指導上の言動及び共著論文の取扱いに係るハラスメント該当性**

【文 献 種 別】 判決／名古屋地方裁判所  
【裁判年月日】 令和 2 年 12 月 17 日  
【事 件 番 号】 平成 31 年（ワ）第 296 号  
【事 件 名】 損害賠償請求事件（東海国立大学機構事件）  
【裁 判 結 果】 一部認容・一部棄却（確定）  
【参 照 法 令】 国家賠償法 1 条、民法 709 条・715 条  
【掲 載 誌】 判時 2493 号 23 頁、裁判所ウェブサイト  
◆ LEX/DB 文献番号 25568635

筑波大学准教授 星野 豊

**事実の概要**

原告 X は、被告 Y が管理運営する国立 A 大学大学院医学研究科（以下、「本件研究科」という）に平成 24 年に入学し、平成 28 年に本件研究科を満期退学した後、A 大学が所在する市内の B 病院に勤務しながら、本件研究科に客員研究員として在籍している者である。被告 Z は、本件研究科の講師（現在は准教授）であり、X の在学期間の大半において本件研究科における本件診療科の医局長を務めていた者であって、A の実質的な指導教員（書類上の A の指導教員は教授であった訴外 C）の地位にあった。

本件診療科は、C 教授の下で、Z を含む 10 名程度の教員が、30 ないし 40 名の学生の指導に当たっており、6 個程度の研究グループが置かれていた。このうち、Z が実質的に指導する本件研究グループには、X を含む数名の学生が在籍しており、概ね毎年 1 名の学生が研究グループに新たに加わり、共同研究を行っていた。

X は、平成 29 年 5 月、A 大学ハラスメント防止対策委員会に対して、X の大学院在学中、①研究プラン及び博士論文作成について、Z から具体的に明確な指示説明がなかった、②研究に関する主にメールによる質問に対して、Z から適切な回答がなかった、③満期退学後に B 病院に勤務中の X に対し、平日の日中のカンファレンスに出席するよう Z から催促され、勤務場所に強引に訪問さ

れた、④本件研究グループにおいて作成された論文において、X が実験に関与し、草稿途中までは共著者として X の氏名が記載されていたにもかかわらず、完成時までに X の氏名を共著者から排除した、との内容のハラスメント救済申立を行った。

X から上記ハラスメント救済申立を受けた A 大学ハラスメント防止対策委員会は、X 及び Z のほか、関係者数名に対して聴取り調査を行った上で、平成 30 年 2 月、本件における X Z 間の不和の主な原因は両者のコミュニケーション不足にあったとの考え方を示しつつ、前記①ないし③については、明確にハラスメントと認定すべき事実はなかったとする一方、④については、X は共著者となるのが十分想定されるべき程度に実験に寄与しており、X の同意を得ることなく共著者から X の氏名を除外したことはハラスメントに当たると認定し、A 大学はこれに基づき Z に対して、厳重注意処分を科した。

本件訴訟は、X が、前記①ないし④に加え、⑤カンファレンスの開催連絡から X のみが除外された、⑥推薦状の作成を Z に依頼したところ拒否された、⑦実験結果と異なる論文の作成を強要されたとし、これらの Z の行為は X に対する違法なハラスメントに当たると主張して、平成 31 年 1 月、Y については国家賠償法 1 条ないし民法 715 条、Z については民法 709 条に基づき、大学院在学中に支払った学費、慰謝料、弁護士費用、及び再現実験費用の合計約 650 万円の国家賠償ないし

損害賠償の支払を求めたものである。

なお、Xは、本件訴訟提起後に、前記⑦に関してZがXに対して指示した研究に不正があることを理由とする公正研究の申立を行ったが、A大学公正研究委員会は、本件研究グループの研究に不正行為は存在しないとして、これらの申立をいずれも認めなかった。

## 判決の要旨

1 「XとZとの本件各メールを通じたやり取りは、その一部にXに不快感を抱かせるような適切さを欠く措辞もあるが、専らZのXに対する悪感情等に基づくものとはいえず、その内容も、最適な指導方法であったかは兎も角として、指導教員として教育上許容される範囲内のものであり、その後の直接の指導等も含めて、著しく不適切な内容であったとまでは認められない。Xは、Zにより良好な研究環境で研究を行う権利を侵害されたと主張するが、その主張する権利自体、そもそも明確な根拠に基づく権利であるとは認められない上、本件各メールのやり取りによって、Xに具体的な権利利益の侵害が生じたとも認められない。なお、本件各メールの中には、Xが本件グループでの研究に不正があることを指摘する部分もあるが、それらが明らかな研究不正であるとは認め難い上、Xに対する権利利益の侵害に直ちに結びつくものでもない。」

2 「Zが、Xが本件研究科に来訪しなければ指導を一切行わないという姿勢を示していたわけでもなく、論文の進捗に応じて来訪すればよいとも伝えていたのであるから、毎週のカンファレンスへの参加を強要していたとは認められない。また、Xが作成を予定していた博士論文は、実験結果を踏まえた議論が必要であると解され、およそ本件研究科に来訪せずに作成を進めることは困難であると認められ、ZがXに対して、病院での勤務日程を調整した上で、カンファレンスへの出席を求めることがおよそ不適切であるとは認められない。」「また、ZがB病院を訪問したことについても、」「本件グループを統括する者として、客員研究員であるXの執務状況を確認し、研究と病院

勤務の両立が可能かどうか確認することを殊更問題視すべきものとは認められず、これによってXに具体的な不利益が生じたとも認められない。」

3 「本件論文が発表された平成28年4月頃は、Xが本件研究科の博士課程を満期退学した時期で、Xは本件論文の改変作業等には加わっていなかったと認められる。しかし、改変作業等にXを除く他の共著者全員が関与していたとは考え難い。また、本件論文の最終稿においても、Xが実験したデータが相当数使用されている。これらの点からすると、本件ガイドラインに従えば、最終稿においてもXを共著者とするのが相当であり、Zの上記判断は相当性に欠けるものである（ただし、Xが主張するように、Zが、Xに対する嫌がらせ目的で共著者から除外したとまで認めるに足り証拠はない。）。」「加えて、研究者にとって、論文の共著者に名を連ねることは、自らの研究実績を示すものとして重要な事柄であり、責任著者の判断で、草稿段階で共著者となっていた者を最終稿で共著者から外すのであれば、責任著者は、該当者に対し、その事情を説明することが必要であると解されるところ、Zは、Xの指導教員でありながら、Xに対して何らの説明をすることなく、最終稿においてXを共著者から除外した」ことからすれば、「Xの立場に配慮をすることなく、研究者として重要な共著者として名を連ねる機会を一方的に奪ったと言わざるを得ず、指導としての合理的な範囲を超えて、社会的相当性を逸脱した違法行為に該当する。」

4 「Xから書証として提出された、Xを宛先としないZのメールは、」「誤ってXが宛先から漏れたにすぎないと認められ、」「違法行為であると評価することはできない。」

5 「XからZに対し、C教授の推薦とは別にZの推薦状が必要であると明確に伝えられたとは認められず、Zとしては、推薦状を作成すべき立場にはないとして、これを断ったにすぎないと認められ、このようなZの対応が違法であるとは認められない。」

6 Xの「実験の進展経過からすれば、Zから、〔特定物質〕の産生亢進に限って研究を進めるよう指示されていたとは認められないし、本件大学院発表において、Zから上記結論を発表するよう強制されたことを示す的確な証拠もない。」

7 違法と認められる判旨3記載の行為について慰謝料10万円、弁護士費用として1万円を認容すべきであるが、学費と再現実験費用についてはこれによって発生した損害とは認められない。また、A大学が国立大学である以上、Xに対する責任はYが国家賠償責任として負うべきであり、Zは損害賠償責任を負わない。

## 判例の解説

一 本件は、共著論文に関する取扱いが違法であるとして大学管理者に対して慰謝料の支払が命じられた事案として、新聞報道等されたものであるが、大学における研究指導に関する指導者の行為がハラスメントに該当するか否かについても激しく争われており、大学におけるハラスメント防止対策に関して参考となる内容を含む事案であると考えられる。

二 大学における教員と学生との関係は、労働関係のような指揮命令関係こそないものの、学生が教員から学業の重要部分について評価を受ける立場にあり、当該評価に関して教員が広範な裁量を保持していること、また、教員や学生の専門とする分野によっては、人事配置や関係性を必ずしも簡単に変更調整できない場合が珍しくないことから、そもそもハラスメントが発生しやすい環境にあるといわざるを得ない。かつ、前記のとおり学生と教員とが、法律上はともかく社会的に対等な関係とはいえないにもかかわらず、教員と他の多数の学生とが良好な人的関係を形成していることを以て、当該教員との人的関係が良好にならない原因を、当該学生の能力や性格に求める傾向は、ハラスメント事案では珍しくない。

本件研究グループについては、概ね毎年1名の新入学生が新たに加わり、上級生が下級生に対して実験等について事実上助言指導する、いわゆ

る「屋根瓦方式」と呼ばれる慣行も存在していたようであり、このような慣行の下では、教員学生間あるいは学生相互間の人的関係が良好に保たれている間は研究上も教育上も極めて有効な効果が期待できるが、特定の学生と教員あるいは他の学生との間の人的関係に不和が生じた場合には、当該学生自身についてのみならず、他の学生の研究や学業についても事実上影響が及ぶことが避けられなくなり、「問題を起こした」と周囲から認識された学生が、当該研究グループ内で孤立してしまう可能性が否定できない。そうすると、当該学生としては、研究グループ内部で人的関係の回復や調整を図ることが事実上難しくなり、ハラスメント救済申立、場合によっては訴訟を提起して自己の正当性ないし相手方の不当性を主張するほかなくなるわけであるが、このような行為によって周囲との人的関係は、さらに悪化してしまうおそれがあることが明らかである。

実際、本件でハラスメントと認定されている、Xを共著者から除外した行為も、本件研究グループにおけるXの孤立状態を反映している可能性が多分に考えられるところであり、これを果たして「コミュニケーション不足」と単純に評価できるものであるかは、疑問の余地がないではない。本判決も、責任著者であったZによる「説明不足」としてこの点の判断理由としているが、関係者が相互に協力し合いながら遂行する共同実験に関して、個々の研究業績ないし研究資料が「誰のテーマ」「誰のデータ」であるかについては、極めて深刻な問題が背景に潜んでいることを意識する必要があるように思われる。

三 他方で、大学ないし教員としては、学生をどのような存在として対応すべきかについて、社会全体での考え方が必ずしも一致しないところがあり、例えば、本件のような大学院学生（かつ、本件のXは学部卒業後研修医としての勤務経験もある）に対して、「学生」として丁寧な指導の対象とするか、あるいは「研究者」として対等に取り扱うべきかについては、かなり微妙な判断が必要となる。本件においては、Xは研究の概括的なテーマないし方向性についてのみならず、実験や研究に関する相当具体的な事項についても、Zに対す

る質問をメールで送っていたようであり、Zが基本的に行っていたごく簡単な回答ないし指示に対して納得ができなかった場合には、さらに詳細な確認を複数回求めることもあったようである。このことからすると、詳細かつ具体的な指導を学生として十分に受けたいとするXの意向と、大学院生も一人前の研究者であり自分の考え方に基いて研究を進めるべきであると考えていたZとの間で不調和が生じてしまったことが、本件の背景として存在しているように思われる<sup>1)</sup>。この点は、A大学ハラスメント防止対策委員会も、本件の原因についてはXとZとの双方のコミュニケーション不足にあるとの考え方を示しているところであり、また、裁判所も、X Z双方に対する補充尋問において、「(Xに対して)例えばC教授に相談することは考えなかったのですか<sup>2)</sup>。」「(Zに対して)伝わってなかったとしたら正しいことを言っても無意味ですよ<sup>3)</sup>。」等と尋問していることからすると、前記委員会とほぼ同様の心証に達したものと推測される。

**四** 本件に関する裁判所の心証が上記のとおりであると考えらるなら、A大学ハラスメント防止対策委員会の下した判断と同様、Xを共著者から承諾なく除外したことをハラスメントと認定する一方、研究上のやり取りや研究の進め方、他の学生等との人的関係を含むカンファレンス等に関する事項について、Zの行為がハラスメントに該当するとはいえないとの各判示は、特に違和感のないものである。特に、ZのXに対するメールでの回答は、結論のみを極めて簡潔な表現で述べるものがほとんどであり、回答の意図や背景を示さないために真意が誤解されるおそれがないとはいえない部分があるものの、少なくとも罵倒あるいは誹謗中傷という評価を受けるような表現でないことが明らかである以上、Zの指導内容がハラスメントに該当すると考えることは困難である。また、Xは、本件研究グループが研究上の不正を行っていたと主張しているが、一部の研究ないし実験が事実上失敗に終わったと考えられることが仮にあったとしても、かかる「研究の失敗」は、データの捏造ないし改竄のような「研究の不正」とは全く異なるものであるから、裁判所が研究不正の

証拠がないとした判断は、妥当であると思われる。

要するに、本件研究グループがXにとって必ずしも居心地の良いものでなく、自己の個性や能力を十分に発揮することができなかった結果、正規年限内に大学院を修了できなかったものとしても、かかる事実のみを以て、指導者としてのZあるいは組織としてのYに、Xに対する法律上の責任があるとはいえないように思われる。

**五** 本件については、双方とも控訴しなかったため、本判決の判断は確定した。

●——注

1) また、訴訟記録から推測する限り、Zは理論的な可能性を追求することをやや優先して実験の内容等の指示を出していた傾向があったのに対し、Xは、学生に対してリスクの高い実験を行わせていると批判的に捉えていた可能性があり、そもそも研究に関する基本的な部分については、見解の相違があったのかもしれない。この点については、相互のコミュニケーションにより解消されるものでは必ずしもなく、さらにいえば、本件研究グループのように実験を重ねて自身で研究データを蓄積していく分野と、例えば法律学のように、信頼できる公開資料に基本的に依拠して研究を進めることが多い分野とで、やや次元の異なる問題があることも否定できない。このように、研究者間の不和の原因が、研究ないし教育に対する基本的な考え方の違いに基づくものである場合には、どちらか一方に関係不和についての「責任がある」とはいえないはずであるが、ハラスメント救済申立あるいは訴訟という手続の下では、申し立てた側の主張を認めるか認めないかという事実上の「勝ち負け」の感覚が半ば必然的に生じてしまうため、結果として当事者間の人的関係がさらに微妙になりかねないという、解決困難な問題があるわけである。

2) これに対してXは、Cに対してZがこのような人物であると告げることはZの顔を潰すことになるのでできない、と述べているが、結局ハラスメント救済申立や訴訟提起をしている以上、Xの心境ないしその変化については、やや明らかでない部分があると考えざるを得ない。

3) これに対してZは、「最大限の努力はしていました。」と述べているが、裁判所はさらに、「話していて伝わっていないと感じることはなかったのですか。」と尋問しており、Zの指導の方法がXに対しては最適なものではなかった可能性があったとの心証を抱いていたものと思われる。